

令和8年4月1日から

自転車^の交通違反

対象
16歳以上

「青切符」適用

交通反則通告制度
(青切符)とは

従来、自転車の交通違反については、刑事手続き(罰金等)で処理されてきましたが、反則金を納めることで刑事手続きに移行せず、終結する制度。

▼交通違反となる主な例▼

携帯電話の使用等
(保持)

反則金: 12,000円



車道の右側通行

反則金: 6,000円



イヤホンの使用

反則金: 5,000円



※必要な音が聞こえないなどの場合

並進

反則金: 3,000円



遮断踏切立ち入り

反則金: 7,000円



信号無視(赤色等)

反則金: 6,000円



一時不停止

反則金: 5,000円



無灯火

反則金: 5,000円



注: 赤枠は、違反自体が悪質・危険なもの例

自転車歩道通行できる場合

原則、車道の左側端に沿うように走行しなければなりません^が、以下の場合歩道通行することができます。

※歩道通行できる自転車は、長さ190cm以内及び幅60cm以内といった基準を満たす普通自転車に限られます。

① 「歩道通行可」の標識等がある場合



「歩道通行可」を示す標識（左）と道路標示（右）

② 13歳未満の子どもや70歳以上の人等が運転している場合

③ 車道に駐車車両や道路工事等により車道通行の安全を確保できず、やむを得ない場合

歩道通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

自転車だって加害者に!

約6分32秒に1件、

自転車事故は発生しています。



警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」および「令和元年における交通死亡事故の特徴について」から作成

自転車の加害事故賠償額例

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

相手のため
自分のために

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう!

全日本交通安全協会の自転車会員入会およびサイクル安心保険

自転車会員は…国内で自転車を利用される方およびその保護者の方など、どなたでも入会できます。自転車会員になると、会員サービスとして万が一の自転車事故に備えたサイクル安心保険に加入できます。

詳しくはこちらから



TSマークの付帯保険

TSマークを取り扱うことができる自転車安全整備店で、自転車の点検・整備(有料)を受けると貼付される「TSマーク」には、人身事故についての賠償責任補償や傷害補償等の保険が付帯されます(1年間有効)。

TSマークとは



僕も入会して、
サイクル安心保険に
入ってるよー

「地球猫ちゃん」はサイクル安心保険のイメージキャラクターです。
©NIPPON ANIMATION CO., LTD.